

宗像ユリックス総合公園における  
「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業

募集要項

2024.2.16 修正版

令和6年2月

宗像市

—目次—

1.	事業内容に関する事項.....	1
2.	事業の目的.....	1
3.	業務範囲.....	2
4.	事業者の募集.....	2
5.	選定の手順及びスケジュール.....	2
6.	参加資格要件.....	3
7.	公募手続き.....	3
8.	審査概要.....	5
9.	特記事項.....	7
別紙 1	宗像ユリックス総合公園における「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業 要求書	
別紙 2	宗像ユリックス総合公園における「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業 企画提案書作成要領	
別紙 3	宗像ユリックス総合公園における「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業 審査基準	
別紙 4	宗像ユリックス総合公園プレイ広場現況	
様式 1	応募表明書	
様式 2	質問書	
様式 3	暴力団排除に係る照会同意書	

## 1. 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

宗像ユリックス総合公園（以下、「宗像ユリックス」という。）における「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業実施主体

宗像市

本事業の実施にあたっては、宗像市と選定された事業者（以下「事業者」という。）との間で契約を締結し、本事業の連携等に関する協定は宗像市及び公益財団法人宗像ユリックス（以下「財団」という。）と事業者との間で三者協定を締結する。ただし、協定締結期間中に宗像ユリックスの指定管理者の変更等があった場合は、その都度協定の変更を行う。

### (3) 期間

本事業の事業期間は、令和28年度末までとする。

本事業の契約期間は、令和13年度末までとし、その後は5年単位で契約を更新し、最長令和28年度末までとする。

### (4) 費用負担

本事業は、全天候型子どもの遊び場施設及び飲食店等の宗像市民のニーズ及び公園利用者の利便の向上に資する施設（以下「施設」という。）の設置と、それらから生ずる収益を活用して、施設を運営、管理を行う者を公募により選定するものであり、民間企業のアイデアや資金を活用し、宗像市及び財団の財政負担を軽減しつつ、宗像市の子育て施策の実現及び宗像ユリックスの賑わいづくりを図るものである。

従って、宗像市及び財団は、本事業に関わる建築等の工事にかかる費用に及び運営、管理等にかかる経費に対しての費用負担は行わない。ただし、事業に使用する用地の提供にかかる費用及び事業により設置された構造物等と既存の公園部分との間で、安全確保等の理由により必要な改修工事等の費用については、宗像市が負担する。

### (5) 事業場所

宗像ユリックス総合公園の一部

## 2. 事業の目的

宗像ユリックスは、昭和63年に供用開始された都市公園で、長年文化芸術の拠点及びスポーツ、健康づくり、レクリエーションの拠点として位置付けてきたが、令和4年度から始まった第5期指定管理委託から、基本方針に「子育て世代を中心とした幅広い年齢層

の利用者のニーズに的確に対応」を新たに掲げた。現在、事業見直して子育て世代向けのソフト面での充実度が向上し来場者が増加しているものの、来場者は休日に偏っており、日常的な来場者の増加には、ソフト面だけではなく、ハード面でも充実度を上げる施策が必要と考えている。

一方、「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」のニーズ調査から「子どもの遊び場や体験活動の機会の場」に関するニーズが高いことが明らかになっている。

このことから、「子育て世代を中心とした日常的な賑わいづくり」を実現するとともに、子育て環境のより一層の充実を図るため、宗像ユリックスの敷地内に新たに「全天候型の子どもの遊び場施設」を設置する。

### 3. 業務範囲及び公募要件

本事業に期待する施設及び施設を運用することで得られる成果は次のとおりである。詳細は別紙1「要求書」参照のこと。

- ①子どもたちの成長速度等を考慮して、みんなが遊べる場とすること
- ②親子の触れ合いや保護者の交流を促進する事業等を実施すること
- ③市や子育て団体との連携により、子育てに関する情報提供を行うこと
- ④本事業で設置される施設（飲食店を含む）の運営すること及び単独または宗像市や財団と連携して事業を行うことにより、年間来場者数を当初3万人を目標、将来的には5万人を目標として、その達成に努めること
- ⑤子育て世代を中心とした日常的な賑わいづくりを実現すること

### 4. 事業者の募集

事業者の募集にあたっては、単体の法人または複数の法人等によって構成されるグループ（以下、「提案者」という。）で提案を行う。そのうちグループにより応募する場合（以下、「共同応募」という。）は、構成企業のうちから代表者を定め、当該代表者が応募手続を行うこととする。1つの法人が重複して応募をすることはできない。

なお、本事業を受託後、事業者が本事業を遂行するために特別目的会社を設置した場合は、この特別目的会社を事業者と見なすことができるものとする。

### 5. 選定の手順及びスケジュール

- (1) 提案者がプレゼンテーションにより提案を行い、審査の結果、基準点を満たした提案者のうち、最も優れた提案者を本事業の事業者とする

- (2) 事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは、下記のとおりとする

時期	内容
令和6年2月15日	募集要項等の公表

令和6年2月16日～3月14日	企画提案書等受付期間
令和6年2月16日～2月26日	募集要項等に関する質問の受付
令和6年2月29日	質問に対する最終回答
令和6年3月15日	書類審査の実施
令和6年3月18日	プレゼンテーション審査の実施
令和6年3月27日	事業者候補の決定及び結果の通知
令和6年4月1日	契約締結
令和6年4月1日以降	協定締結

## 6. 参加資格要件

### (1) 参加資格

参加資格は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納していないこととする。共同応募の場合は、すべての法人が次の要件を満たすこと。

### (2) 欠格条項

次のいずれかに該当する場合は、本事業に参加することはできない。共同応募の場合は、いずれの法人も次の要件に該当してはならない。

- ①地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当する者
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ③破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- ④自社の役員等が宗像市暴力団等追放推進条例（平成21年条例第18号）第2条第4号及び第5号の規定に該当する者

## 7. 公募手続き

### (1) 募集要項等に関する事項

#### ①募集要項等

募集要項等は令和6年2月15日（木）に宗像市のホームページに掲載し、紙面による配付は行わない。

#### ②募集要項等に関する質問及び回答・公表

本募集要項等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

##### ア 受付期間

令和6年2月16日（金）から2月26日（月）17時（必着）

## イ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書」(様式2)に記入の上、次の提出先に電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

なお、メールのタイトルを以下の例のようにすること

例:【募集要項質問】全天候型子どもの遊び場施設設置・運用事業(※事業者名等)

## ウ 提出先

宗像市市民協働部文化スポーツ課

担当:高尾、南

## エ 提出先電子メールアドレス

bunka-sports@city.munakata.lg.jp

(宗像市市民協働部文化スポーツ課)

## オ 回答の公表(予定)

質問に対する回答は、質問の受付期間中も含めて随時宗像市のホームページで公表し、最終回答は令和6年2月29日(木)の予定である。

## (2) 企画提案書等の提出

提案者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

### ①企画提案書等の提出

#### ア 提出物

(ア) 応募表明書(様式1)

(イ) 企画提案書

(ウ) 会社概要(既存パンフレット、ホームページを印刷したもの等で代用可)

(エ) 法人の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

(オ) 市町村税を滞納していないことの証明書

(カ) 消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※提案者が法人である場合は法人税と消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明(その3の3)

(キ) 暴力団排除に係る照会同意書(様式3)

(ク) 直近2年分の決算書

※共同応募の場合、(ウ)～(ク)の書類は、すべての構成企業分提出

#### イ 提出部数

(ア)(イ)の書類は、正本1部、副本6部

その他の書類は、正本1部

#### ウ 受付期間

令和6年2月16日(金)から3月14日(木)17時(必着)

## エ 提出方法

持参又は郵送（書留に限る） ※郵送の場合は、受付時間までに必着とする  
企画提案書は、電子メールでも提出

## オ 提出先

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号  
宗像市市民協働部文化スポーツ課  
担当：高尾、南

## カ 提出先電子メールアドレス

bunka-sports@city.munakata.lg.jp  
(宗像市市民協働部文化スポーツ課)

## ②企画提案書の作成要領

別紙2「企画提案書作成要領」に従い作成すること。

## ③提案にあたっての留意事項

### ア 本募集要項等の承諾

提案者は、本募集要項等の記載内容を承諾の上、提案すること。

### イ 費用負担等

企画提案書等の作成及び提出等に関し必要な費用は、すべて提案者の負担とする。

### ウ 著作権

本事業に関する企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他宗像市及び財団が必要と認める時には、事業者の承諾を得ることを条件に、宗像市及び財団は企画提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

### エ 宗像市及び財団からの提示資料の取り扱い

宗像市及び財団が提供する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### オ 企画提案書等の変更禁止

企画提案書提出後、原則企画提案書等の変更はできない。

## 8. 審査概要

審査は提出された企画提案書等の内容をもとに実施し、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。審査の結果、基準点を満たした提案者のうち、最も優れた提案者を事業者候補、次に優れた提案者を次点候補者として選定する。なお、それぞれの審査の結果についてはプレゼンテーション審査後に一括して通知を行う。

### (1) 書類審査

全提案者に対し、次の方法で審査を実施する。

審査方法	提出書類に基づき、参加資格を有しているか、欠格条項に該当していないか、経営状況、賠償責任能力について審査する また、7者以上から応募があった場合は、企画提案書の内容について、要求書で求めている業務内容に対し適切な提案が行われているかを評価し、審査を行い、6者を選考し、プレゼンテーション審査の対象者とする
審査主体	宗像ユリックス総合公園における「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業受託事業者選定委員会事務局（宗像市市民協働部文化スポーツ課）
審査時期	令和6年3月15日（金）

### (2) 書類審査結果の通知

審査結果は、電子メールにより全提案者へ、提案者が指定した電子メールアドレスへ送付する。共同応募の場合は、共同応募の代表者あてに送付するものとする。審査結果は書類審査の翌日までに通知予定。

### (3) プレゼンテーション審査

書類審査通過者に対し、次の方法で審査を実施する。

審査方法	企画提案書の内容に基づくプレゼンテーション 別紙3「審査基準」に従い審査する ※対面又はオンラインでの実施、詳細は書類審査通過者に通知
審査主体	宗像ユリックス総合公園における「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業受託事業者選定委員会
審査時期	令和6年3月18日（月）

### (4) プレゼンテーション審査結果の通知及び公表

プレゼンテーション審査の結果は、電子メールによりすべての提案者に対して、提案者が指定した電子メールアドレスへ送付する。共同応募の場合は、共同応募の代表者あてに送付するものとする。通知時期は、令和6年3月27日（水）を予定。

また、審査の結果は、宗像市のホームページへの掲載等により公表する。

なお、審査内容及び選考結果に関する異議・質問等については一切受け付けないものとする。



#### (5) 契約協議

宗像市は、事業者候補との間で契約協議を行い、協議が調わない場合や事業者候補が辞退した場合は、次点候補者が事業者候補に繰り上がるものとする。

#### (6) 協定及び契約締結

契約の締結については、令和6年4月1日に事業者及び宗像市との間で本事業に係る契約を締結するものとする。

協定の締結については、令和6年4月以降に事業者、宗像市及び財団との間で本事業に係る三者協定を締結するものとし、協定の有効期間は契約期間の満了日と同日とする。

協定の締結については、事業者との協議が調った後、事業者、宗像市及び財団との間で締結する。

### 9. 特記事項

本事業は、用地の提供にかかる費用等の予算に対する宗像市議会の議決が得られなかった場合、本事業は中断するものとする。また、それまでにかかった経費については、事業者が負うものとし、宗像市には請求できないものとする。

#### 本事業に関する宗像市の担当部署

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

宗像市市民協働部文化スポーツ課 担当：高尾、南

TEL:0940-36-9811 FAX:0940-37-1242

電子メールアドレス：bunka-sports@city.munakata.lg.jp

## 宗像ユリックス総合公園における「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業 要求書

### 1. 目的

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」のニーズ調査では、「子どもの遊び場や体験活動の機会の場」に関する満足度は50%程度、「公園や遊ぶ場所」に関する自由意見が多いなど、子どもの遊び場に関するニーズが高いことが明らかになっている。また、幼児期運動指針（平成24年文部科学省）によると、幼児期の遊びを中心とする身体活動は、子どもの運動能力の向上や心の育成、社会適応力の発達において重要であるとされている。一方、コロナ禍等の影響により、人と人との交流の機会が減少し、子育てにおいて孤立感を抱える保護者が多くなっており、保護者同士が集い、つながることができる場の整備が求められている。

このことから、子育て世帯のニーズに応え、子どもたちの心身の健やかな成長に資するため、天候等を気にせず子どもたちがのびのびと遊び、保護者が交流できる全天候型遊び場施設を整備し、本市の子育て環境のより一層の充実を図る。

事業場所となる宗像ユリックスは、昭和63年に供用開始された都市公園で、主な施設として、コンサートホール、演劇やスポーツの公式戦などが開催できる大型多目的ホール、図書館などを有する本館、温水プールやトレーニングジムを有するアクアドーム、市民の憩いの場である芝生広場などが整備されており、1年を通じて市内外から多くの来場者を迎える宗像市のシンボリックな施設である。また、大規模災害発生時には災害対策の拠点及び市内最大の避難所として位置づけされており、宗像市の政策上においても重要な公共施設でもある。

特に芝生広場を中心とする南側ゾーンには、子ども向けのレジャープールである「ゆ〜ゆ〜プール」（営業は7〜8月）、遊具のある「わんぱく広場」、親子で楽しめる「パットゴルフ場」などが既にあり、今後子育て世代を中心とした賑わいづくりを実現するためのエリアとして位置付けている。

このため、近年芝生広場では、子育て世代をターゲットとしたイベントを多く開催し、休みの日には多くの親子連れて賑わっているが、平日の来場者は少ない。また、近年は気候変動などの理由により、屋外で快適に遊べる日数が少なくなっており、子どもたちが1年を通して思いっきり遊べる全天候型屋内施設の必要性が高まっている。

このため、宗像ユリックスでは設置される施設及び飲食店への来場者と、事業者が単独で行う事業及び宗像市や財団と連携して行う事業への来場者を合わせて、「年間来場者数を当初3万人を目標、将来的には5万人を目標」とし、その結果を含めて「子育て世代を中心とした日常的な賑わいづくり」を実現することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 全天候型子どもの遊び場施設の設置・運用

宗像ユリックスの敷地内に令和7年8月開業を目標に「全天候型子どもの遊び場施設」の設置を行い、開業から20年間施設を運用すること。また、施設の敷地の一部に飲食店を設置すること

### (2) 設置される施設の内容

子どもたちの成長速度等を考慮して、みんなが遊べる場とすること。また、子育てに関する情報提供や保護者の交流促進など、子育て支援に資する事業を展開すること

### (3) 子育て世代を中心とした日常的な賑わい作り

宗像市や財団と連携し、子育て世代を中心とした賑わいづくりを実現すること

## 3. 公募要件

### (1) 契約、協定の締結及び期間等

- ①本事業に関する契約は宗像市と事業者の間で締結する。契約日は令和6年4月1日とする
- ②本事業の連携等に関する協定は宗像市及び財団と事業者の間で締結する。令和6年4月1日以降に、設置される施設の内容、事業者が運用する事業、宗像市や財団が施設と連携したい事業等を踏まえて協議を行い、少なくとも開業前までに3者の合意を持って協定を締結する
- ③本事業の実施期間は、契約日から令和28年度末までとする
- ④本事業の契約期間は、令和13年度末までとし、その後は社会情勢や利用者ニーズの変化に対応するため5年単位で契約を更新し、最長令和28年度末までとする
- ⑤協定については、宗像市及び財団と事業者間で協議を行い、必要に応じて変更手続きを行うものとする

### (2) 開業及び施設の設置・運用期間

- ①施設の開業については令和7年8月を目標とする。ただし、社会的情勢（労働者不足や物資の高騰など）を理由に開業が遅れる場合は、宗像市と事業者間で協議を行い、開業予定日を変更する
- ②施設の運用期間は20年間とする。具体的には施設開業予定の令和7年8月から20年後にあたる令和28年度末までとする

### (3) 施設の設置場所及び概要

- ①施設の構造、建築及び関連する工事等については、建築基準法等の関連法令を厳守し、

建築確認等の必要な手続きを滞りなく行うこと。また、建築期間中については、公園利用者や近隣の通行者の安全を確保し、円滑な工事運営を行うこと

- ②施設の設置場所については、宗像ユリックスの屋外貸し出し施設として利用されてきた「プレイ広場（以下、予定地という）」とする。なお、プレイ広場周辺の敷地に関しては、事業者からの提案の内容を踏まえ、公園の運用に支障がない範囲で施設の敷地としての利用を認める

【プレイ広場詳細】

ア. 所在地：福岡県宗像市（宗像ユリックス総合公園内）

イ. 管理者：公益財団法人宗像ユリックス（宗像市から指定管理委託）

ウ. 面積等：約 2,500 m<sup>2</sup>（植栽の敷地も含まれる）

※敷地の現況については別紙4「宗像ユリックス総合公園プレイ広場現況」を参照のこと

- ③施設はその主要部分を屋内型施設とし、子ども及び子育て世代の利用者が利用しやすい形態を有し、また子育て支援となる設備を有すること。形態としてはケガ防止、転落防止など、また設備としてはおむつ替え台、授乳室などの設置に努めること
- ④乳幼児から学童期まで、幅広い年齢層を利用者として想定する場合は、年齢による身体機能や興味対象の違いを考慮した、エリア分けや遊具の設置に努めること。特に0～2歳児については安全確保のため、3歳以上児の利用エリアとの間に仕切りを設けることが望ましい
- ⑤小さな子供たちから年上の子どもたちの遊びの様子が見えるレイアウトにすることで、チャレンジしたくなる環境の実現に努めること
- ⑥施設の一部に宗像市及び財団の情報発信が行える場所等を設置すること。また、利用者同士の交流を図れる場所の設置に努めること
- ⑦施設の一部に飲食店を含めること。飲食店の種類については問わないが、施設及び公園利用者の利便性の向上につながるものであること。飲食店の設置形態については、施設内への設置や単独の構造物など、特に形態は問わない
- ⑧施設の利用者を対象としたトイレを施設内に備えること。施設の利用者の利便性を考慮し、子ども用などの設置に努めること
- ⑨施設の外観が宗像ユリックス本館及び総合公園の景観に配慮したものであること。外観とは施設の形態、色などを指すが、光を反射する壁面や構造物など、隣接した市道の通行及び近隣住民の生活に支障をきたすようなものであってはならない
- ⑩施設の建築物としての構造については、特に指定は行わない。ただし、運用期間である20年間においては、施設内及び施設周辺に危険や汚損を与えるような構造であってはならない
- ⑪施設の建築においては、可能な限り環境に配慮した素材を使用すること。特に公園内にある子ども向け施設であることを踏まえ、木材をより多く使用するように努めること

⑫施設の敷地や出入り口が、宗像ユリックスの芝生広場と親和性の高い形態をしていること。なお、予定地以外の既存の公園部分の工事については、事前に宗像市及び財団と協議を行うこと

#### (4) 施設設置及び撤去における費用負担

- ①予定地内における施設の建築、造成、外構工事の費用については事業者が負担する。その際、工事等に携わる業者（下請け等を含む）のうち、総工費換算で50%以上にあたる工事を、宗像市内に本店、または支店がある業者に発注すること
- ②予定地以外の既存の公園部分の工事については協議を行い、宗像市として公園の安全な運用に必要と判断した部分に関しては、その費用を宗像市が負担する
- ③現在、予定地周辺に設置している「トイレ」及び「植栽管理棟」については、宗像市が別の場所に新たに設置するため、既存施設については宗像市が撤去を行い、費用については宗像市が負担する。また、現在予定地に敷設されているアスファルト舗装については、宗像市が撤去を行い、費用については宗像市が負担する
- ④設置された施設が20年を経過し、施設を撤去する場合においては、事業者が公園の原状復帰を行い宗像市に返還する。この費用については事業者が負担する

#### (5) 施設の運営及び費用負担

- ①施設の運営、管理については事業者が行い、その費用は事業者が負担する。施設の運営により得られた収益を活用し、施設及びその敷地内の改善や保全に努めること
- ②施設で運用される事業（イベント等）及びサービス（道具の貸し出し等）のうち、施設の敷地以外を利用、活用するものについては、公園の運用を妨げないものに限り原則認めるものとする。運用にあたっては、その内容について事前に宗像市及び財団と協議を行い、必要に応じてその旨を協定書に明記することとする
- ③施設内の飲食店の運営、管理については事業者が行い、その費用は事業者が負担する
- ④予定地周辺の管理業務（清掃など）については、現指定管理者である財団と協議を行い、管理区分を決定し運用する。管理の範囲、責任の分担等については、必要に応じて協定の中に明示するものとする
- ⑤施設で実施される事業については原則事業者が行い、その費用は事業者が負担する。ただし、宗像市及び財団からの委託または連携により行われる事業についてはこの限りでない
- ⑥施設の設置後は、事業者が宗像市に公園使用料を納める。申請は「宗像ユリックス総合公園施設の設置許可申請書」を使用して毎年行い、毎年更新となる。公園使用料の詳細については以下を参照のこと。なお、公園使用料の対象となる施設の種別及び面積については提案される施設の内容で決定するが、仮に施設の敷地内であっても、施設の利用者以外の一一般の公園利用者が利用できる部分については共用部分と見なし、公園使用料

の積算対象外とする

【公園使用料詳細】

- ・公園使用料は「許可手数料」と「公園施設設置等使用料」を合計したもので、毎年手続きを行い、年度毎に宗像市に納める
- ・使用料の内訳は以下のとおり

(1)許可手数料=2,100円/回

[説明]新規または更新毎に手続のための手数料（年1回定額）

(2)公園施設設置等使用料

[説明]施設の用途毎、面積単位でかかる使用料

その他の施設（本館部分） = 70円/m<sup>2</sup>・月

飲食店、売店（飲食店部分） = 150円/m<sup>2</sup>・月

- ⑦飲食店、売店については、基本的に支払い窓口や調理場等が設置される部分を「飲食店、売店」の対象面積とし、加えて飲食の用途にしか使用できない場所がある場合はその部分も「飲食店、売店」の対象面積とする。このため、多目的に使用できるフードコートのような場所・形態、または屋外のテーブルやベンチなどは「飲食店、売店」の対象面積とはみなさず、「その他の施設」の対象面積として取り扱う
- ⑧本事業を契約してから施設が開業するまでの間の公園使用料については、全額を免除する。これは施設の運営で得られた収益を施設の整備や運営の費用に充てること前提としている本事業の趣旨を踏まえた上での措置である

## 宗像ユリックス総合公園における「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業 企画提案書作成要領

提案者は、募集要項等の内容を十分に踏まえた上で、本作成要領に従い企画提案書を作成すること。

### 1. 企画提案書

提案者は、次に定める項目を含める形で、任意様式により企画提案書を作成、提出すること。

#### (1) 基本方針

- ・「全天候型子どもの遊び場施設の設置・運用」と「子育て世代を中心とした日常的な賑わい作りの実現」にあたっての基本方針、コンセプト

#### (2) 具体的な取組み、企画・提案

- ・基本方針やコンセプトに基づいた事業や取り組みの提案
- ・宗像市や財団の現状や課題を踏まえた独自の取り組みや提案
- ・事業実施体制
- ・宗像市や財団との連携方法

#### (3) 類似業務実績

- ・類似業務実績の有無

### 2. 企画提案書作成にあたっての留意事項

企画提案書は、以下の構成で作成すること。なお、より良い提案のために以下に準じない構成で作成することについては妨げない。

- ①使用する文字の大きさは「文章等は10ポイント以上」、「図や表の中の文字は8ポイント以上」とする
- ②用紙の大きさは、①を達成していることを前提に、A4またはA3サイズとする
- ③全体のページ構成としては以下を基準に作成すること。なお、各提案については複数ページでの作成も可能だが、総ページ数は10ページ以内にする
  - ・本事業全体に対する提案書（A4またはA3横書き：1枚程度）
  - ・建物に対する提案書（A4またはA3横書き：1枚程度）
  - ・遊び場に関する提案書（A4またはA3横書き：1枚程度）
  - ・収支計画に関する提案書（A4またはA3横書き：1枚程度）
  - ・設計施工計画（A3横：1枚程度）
- ④下部にページ番号を記載すること

宗像ユリックス総合公園における「全天候型子どもの遊び場施設」設置・運営事業  
審査基準

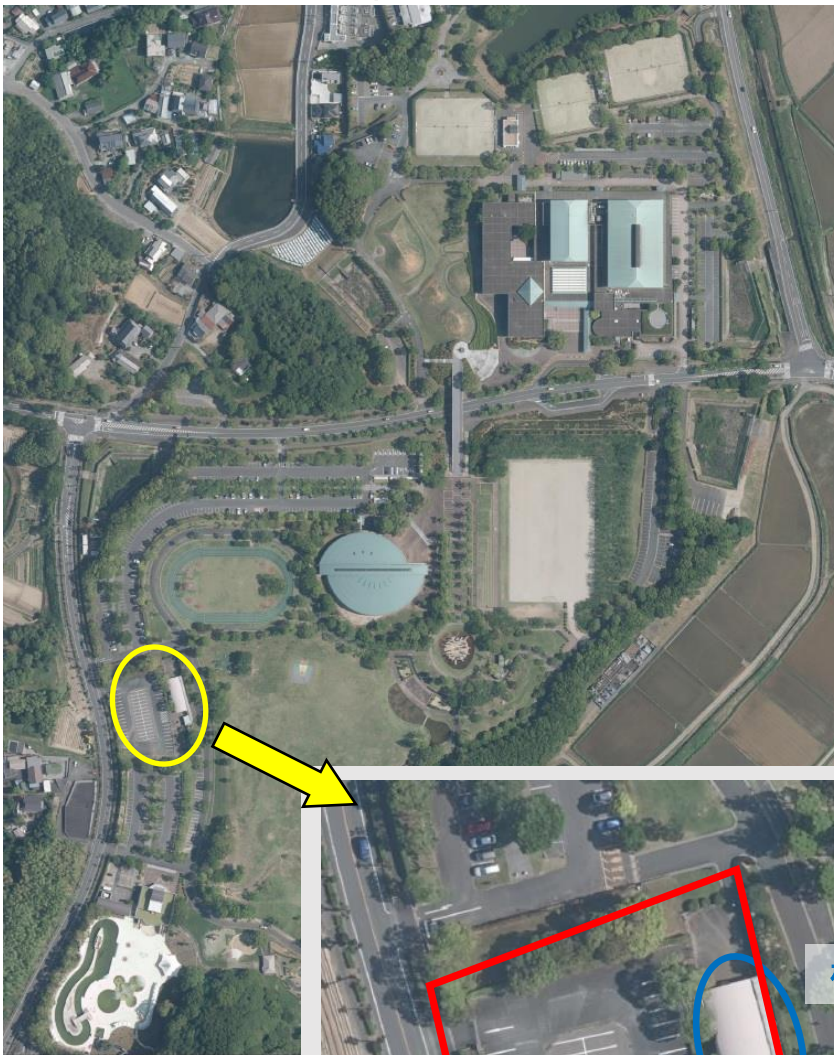
評価項目	評価の視点	点数配分
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書を的確に踏まえ、具体的に提案されているか</li> <li>本事業に関する知識を有し、提案全体に独自性や話題性があるか</li> </ul>	30点
具体的な提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども向け施設に関する考え方や運営方針が具体的に提案されているか</li> <li>宗像市や宗像ユリックスの課題を理解し、課題解決に資するコンセプトが適切に示されているか</li> <li>本事業の目的を達成するため、宗像市や財団とどのようにコミュニケーションをとるか、どのような連携を行っていくかが示されており、その内容が優れているか</li> <li>広報や集客方法について具体的に示されているか</li> <li>本事業を実現し継続していくために、利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか</li> </ul>	50点
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を実現するために必要な体制（建築工事等の施工体制、開業後の運営における人員体制など）が構築されているか</li> </ul>	10点
類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の自治体の公園での子どもの遊び場施設の設置または管理、運営等の実績を有しているか</li> </ul>	10点
合計		100点



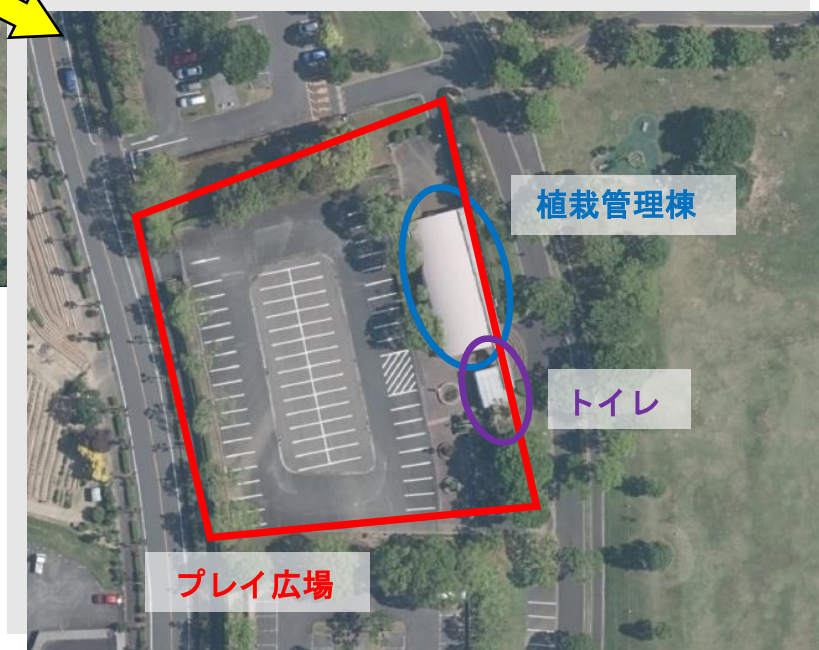
宗像ユリックス総合公園プレイ広場現況

所在地：福岡県宗像市 宗像ユリックス総合公園（福岡県宗像市久原 400 番地）内  
面積等：約 2,500 m<sup>2</sup>（植栽部分も敷地に含まれる）

■宗像ユリックス総合公園全体図



■プレイ広場拡大図



## ■修正履歴

### ●2024.2.16 修正

- ・ P7-「8.」 - 「(6) 協定及び契約締結」の2行目

【修正内容】「～契約定を締結する～」から「定」を削除

- ・ P9-「3.」 - 「(2) 開業及び施設の設置・運用期間」の「②」の2行目

【修正内容】「令和27年度末」を「令和28年度末」に修正